

電気供給業のうち発電事業・

小売電気事業を行う法人の申告について

令和2年度税制改正において、令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、電気供給業のうち発電事業・小売電気事業を行う法人の申告については、新たに外形標準課税または所得金額課税が導入されることとなりました。

つきましては、貴法人が発電事業・小売電気事業を行っている場合※には、以下の内容をご確認の上、申告のお手続をお願いします。

※ 発電事業等と併せて所得金課税事業（例：建設業、製造業など）を行っている場合も含む。

1 法人事業税等の税率について

【改正前】

	課税標準	税 率
電気供給業	収入金額	1.0%



【改正後（R2.4.1以後開始する事業年度より）】

法人区分	課税標準	税 率
電気供給業のうち、以下①②の法人を除く	収入金額	1.0%
① 発電事業・小売電気業を行い、資本金の額 又は出資金の額が1億円超の普通法人	収入金額	0.75%
	付加価値額	0.37%
	資本金等の額	0.15%
② 発電事業・小売電気業を行い、資本金の額 又は出資金の額が1億円未満の普通法人	収入金額	0.75%
	所得金額	1.85%

また、発電事業・小売電気事業を行う法人の特別法人事業税の税率は、基準法人収入割額の40%となります。

2 申告書様式の変更

税制改正対象となる発電事業・小売電気事業を行う法人の確定申告並びに予定申告につきましては、新規様式である『第6号様式（その2）』、『第6号の3様式（その2）』にて申告していただくこととなります。

申告区分	改正後申告書	確定申告書等に添付する書類
仮決算による中間申告・ 確定申告・修正申告	第6号様式（その2）	<u>資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人</u> ①別表5（所得金額に関する計算書） ②別表6（収入金額に関する計算書） ③別表9（欠損金額等の控除明細書）※必要に応じ ④法人税法施行規則様式別表4、貸借対照表・損益計算書・雑益・雑損失等の内訳書 ⑤所得金額の計算書（付表1-1）経費に関する計算書（付表2-1）※必要に応じ <u>資本金の額または出資金の額が1億円超の法人</u> 上記①～⑤（ただし①③⑤は必要に応じて）のほか、外形標準課税に関する別表
予定申告	第6号の3様式（その2） 第6号の3様式（その2）次葉	

👉 裏面もご確認ください

つきましては、貴法人が発電事業または小売電気事業を行っている場合、新規様式にて申告していただくこととなりますので、申告書を作成される際には、様式誤りがないようご注意ください。また、eLTAX を利用されていない法人様におきましては、以下URLから様式をダウンロードしていただくか、以下の管轄県税部までお問い合わせください。

＜福島県税務課ホームページ＞

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/r4-shinkoku.html>

3 その他

- 発電事業・小売電気事業のほか、所得等課税事業など複数事業を行っている場合、各事業部門ごとに課税標準額及び税額を算定することとなります。また、確定申告書等へ添付する各種別表及び第10号様式（課税標準の分割に関する明細書）についても、各事業部門ごとに作成していただき、提出していただくこととなります。
- 令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前 10 年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。
- 法人県民税・事業税の申告・納税、各種届出については、eLTAX によるお手続きが便利です。eLTAX に係るお手続きについては以下 URL を参照してください。
＜地方税ポータルシステムホームページ＞
<https://www.eltax.lta.go.jp/>
- その他、ご不明点等があれば、以下の管轄県税部までお問い合わせください。